平成２７年（フ）第４５０号
札幌市白石区本通１丁目南３番５号　サザンヒル白石201号
債務者　済藤　寿人
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５０８号
札幌市西区琴似２条３丁目１番18―202号
債務者　須田　淳子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７０６号
札幌市白石区川下１条６丁目１番32号
債務者　太田　　明
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７０７号
札幌市白石区川下１条６丁目１番32号
債務者　太田美惠子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７３９号
札幌市中央区南23条西15丁目１番３―307号
債務者　鎌田　浩行
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７４９号
札幌市白石区本郷通１丁目北３番２―507号
債務者　高島　佳澄
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６３号
相模原市南区相模大野２丁目５番41号　並木ハイツ102
債務者　横村　　勇
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１６８号
相模原市中央区矢部１丁目21番５号　スカーレットプラザ矢部Ⅲ102号
債務者　生田目和司
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２９６号
大阪府高石市加茂３丁目５番25号
債務者　碓井　久美（旧姓木元）
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４１１号
大阪府高石市高師浜１丁目11番12―202号
債務者　清水　　努
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４２１号
堺市堺区東湊町４丁266番地１　メゾンイーストポー201号
債務者　垣内　麗央
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第４７９号
大阪府羽曳野市古市６丁目２番13―209号、前住所大阪府羽曳野市野々上５丁目７番10―202号
債務者　近本　正計
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
広島県三次市東河内町298番地２
債務者　信保　博子
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２７年（フ）第７１２号
福岡市南区和田３丁目４番29号
債務者　斎藤　洋平
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２０８０号
大阪府茨木市舟木町17番35号　カーサ茨木301号
債務者　松本　充明
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月25日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６３号
北海道帯広市西17条北１丁目39番22号　さかえマンション８号室
債務者　宮田真理子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月20日午後１時30分
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第６６９号
神奈川県大和市大和東２丁目８番３号　コーポヒダ106
債務者　吉川　雄高
1　決定年月日時　平成27年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年８月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部